

## 令和3年度 第1回東彼杵町総合教育会議 議事録

### ■会議次第

- 日 時：令和3年11月 2日(火) 午後1時30分
- 場 所：東彼杵町総合会館 教育センター研修室1・2
- 出席者：(町長)岡田伊一郎 (副町長)三根貞彦 (総務課長)松山昭  
(教育委員)山口直登 (教育委員)川原悟 (教育委員)橋本茂子  
(教育委員)長下亜希 (教育長)粒崎秀人 (教育次長)岡木徳人

### ■町長挨拶

### ■議題

#### 1. 協議事項

- (1) 東彼杵町立東彼杵中学校の整備方針について
- (2) 不登校・不応児児童生徒への支援の方針について
- (3) 自立・適応支援スタッフ配置事業(案)について
- (4) 令和4年度指導主事の配置及び学習指導員の増員(案)について
- (5) 学校職員の働き方改革に係る取り組みについて

#### 2. 報告事項

- (1) 令和3年度学校教育の重点事項について
- (2) 令和3年度町学力・学習状況調査結果の概要

#### 3. その他

■会議記録(報告及び質問又は協議の要旨)

■開会 13時30分

■町長挨拶 (要旨)

東彼杵中学校の校舎について、PTA や学校の先生方からも早く修理をしていただきたいというご意見を頂いています。

現状は大規模改修が今すぐにでも必要な状況であり、生徒の命を守るということから大規模改修を行います。

まずは屋上の防水工事の予算を議会で可決いただきました。今後、改修の実施設計を行い、順次改修を進めます。

中学校統合の時、教育委員会からの提言書に統合から5年を目途に新校舎建設を検討するとあり、私も選挙に出ました時、5年を目途に検討したいと言っておりました。

(7月、町内小中学校保護者に)中学校整備方針に係るアンケートを実施していますが、約8割の方が現在の中学校の位置が望ましい。また、新築か大規模改修については、半々のご意見でした。

私の方針として、まだ耐用年数もあり使用できるなら、大規模改修を行い、現校舎を使いながら、将来の子どもの数、財政状況も踏まえて新校舎を検討していきたいと考えます。

■議題 1. 協議事項

(1) 東彼杵町立東彼杵中学校の整備方針について

■教育次長…資料1 ページ、東彼杵町立東彼杵中学校の整備方針について説明。

東彼杵中学校は建設後40年を経過、鉄筋コンクリート造りの場合、耐用年数が60年ということですので耐用年数まで20年が残されています。

但し、今後も安全に使用していくためには、全体的な改修、大規模改修が不可欠となっています。

事業名を「東彼杵中学校大規模改修事業」とし、内容は外壁、内部、屋上防水の大きな3つの柱で改修する計画です。

緊急的な対応が必要と判断し、令和3年度に屋上防水長寿命化改修工事(塗膜防水工)と外壁調査等を含めた外壁改修実施設計を行います。

全体事業費として45,000千円を計上。

令和4年度に校舎外壁改修工事、校舎内部改修実施設計業務、令和5年度に校舎内部改修工事を計画しています。

東彼杵中学校は空教室がない状況ですので、外壁改修と内部改修は期間を分けて実施する必要があります。

令和2年度末に策定した学校施設長寿命化計画で、第1優先が東彼杵中学校、第2優先が旧千綿中学校で現在の千綿小学校、3番目が給食センターという長寿命化の優先順位となっています。

令和2年、県に提出していましたが2年前倒して令和3年度から改修工事に着手する変更を行いました。

■長下亜希委員…屋上、外壁、内部改修それぞれ工事を行っている間、授業等に影響はありませんか。

■教育次長…屋上と外壁改修工事は(授業等への影響は)大丈夫と思いますが、内部改修になると空き教室がないので、どうしても支障が出てくると思われませんが、専門の建築士の方で施工計画を策定して、授業の確保等、行っています。

■川原 悟委員…中学校の屋上、外壁、内部について、雨漏りしている部分だけではなく、全面改修するのですか。

■教育次長…すべてです。調査は、赤外線調査と目視、ハンマーでの打診調査などを行い図面に落としながら改修計画を作成します。

■山口直登委員…町長の挨拶の中で東彼杵中学校を大規模改修して、子どもたちの数など状況を見ながら新校舎の判断をしていきたいとの話でありましたが、先々という、その判断時期はどの位先をお考えなのかお尋ねします。

■岡田町長…令和2年1年間に町内で27人しか子どもが生まれていません。今後の児童生徒数によっては、小学校と中学校が一緒になった義務教育学校を考えても良いのではという意見も出はじめています。

時代の趨勢を見ながら判断していきたいと考えますが、ただ一つ、中学校統合の話があった時点で、校舎の調査などをきちんとするなど段階を踏んで、統合を判断すべきだったと思いますが、当時は、平成30年9月に統合を決めて、翌年4月に統合、バタバタと統合した経緯があります。

統合が決まった時点で校舎も点検し本当にこの校舎で立ち上がれるのか調査するなどすべきだった。これは行政の怠慢、責任があります。

将来の構想としては、人口、出生数は減っています。学校の規模をどの位の規模とするのか、10年位は時間をおいて、まずは大規模改修を行って、判断していきたいと考えます。また、校舎の位置や義務教育学校など町民の皆さんの意見を聞くことも大事にしたいと考えます。

新型コロナウイルス感染症の影響で、町政懇談会などができませんでしたが、3回目のワクチン接種など沈静化したら地域に出てご意見を伺いたいと考えます。

■教育次長…補足ですが、10年以上前から東彼杵中学校は雨漏りしていたと言われる方がいらっしゃいますが、平成22年から24年、ちょうど10年前に2千数百万かけて防水改修工事をやっています。22年に廊下の部分の屋上、23年に職員室が入っている管理棟、多目的ホールの屋上、24年に教室部分の屋上の防水改修を行っています。

10年以上雨漏り続けている訳ではありません。防水改修から10年以上経っていますので今回、全域の改修工事を行うものです。

■山口直登委員…防火扉は正常に作動しているでしょうか

- 教育次長…毎年、消防法の定期点検を行っています。その中で防火扉の点検も行い、点検結果に基づいて修理改修しています。
- 山口直登委員…令和5年に計画している内部改修工事の内容はどうなっていますか
- 教育次長…内部の壁の剥離改修や塗り直し、廊下のビニールシートの張り直し、電気設備や電気通信施設の改修、電話設備、防犯カメラの設置など内部改修に盛り込んで行うよう計画しています。
- 橋本茂子委員…教室の出入口が1か所しかない造りとなっていますがその改修はないのでしょうか。
- 教育次長…基本的には出入口を2か所にするように、設計士に検討してもらいます。  
     但し、建築基準法の関係もありますので可能なのか設計士に相談します。  
     ほかにも先生方の要望を取り入れ、ヒアリングをしながら設計に反映させていきたいと考えています。
- 長下亜希委員…防犯的なことでは、特別教室など壁がない、いろんな所から侵入できるなど環境的な改修もあり、出入口のこととか、少しでも子どもたちが安心して学校生活を送れるように改修していただきたい。
- 教育次長…改修ですので、どこまで整備できるか、十分学校関係者の意見を聞きながら専門的な部分は、設計士に検討してもらいます。
- 山口直登委員…先ほど町長さんも言われましたが、今後の学校運営等、この件について、地域住民に十分説明していただき、意見を聞いていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

## (2) 不登校・不適應児童生徒への支援の方針について

- 教育長…資料2ページから説明。

教育委員会には、令和3年10月の定例教育委員会で承認を得ています。

全国的にも不登校児童生徒数が増えています。本町でも不登校が現在小学校で8名、中学校で4名、計12名となっています。

不登校生徒の自立をなんとかしたいということでこの「不登校・不適應児童生徒への支援の方針」を策定しました。

以前は登校拒否という言葉が使われていましたが、拒否しているのではない、行きたくても行けないということから不登校という言葉が使われ始めました。

不登校も平成29年以降、支援についての考え方が変わりました。

平成29年2月「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が施行され、その中の第7条に則り支援方針を策定したものです。

大きく変わったのは1支援の視点、これまでの「学校に登校する」という結果のみを目標とするのではなく、社会的自立を目指すように変わった。

学校は各個人の能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を養う、資質を培う役割が大きいことを再認識して一層の充実を図るとしています。

3 ページ 2 学校等の取り組みの充実、6 ページ教育委員会の取り組み等について、方針を説明。

### (3) 自立・適応支援スタッフ配置事業

不登校・不適応児童生徒への支援の方針に基づき、自立・適応支援スタッフ配置案を計画、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により不登校の状況にある児童生徒に対して個別や小集団での指導を行いながら学校への登校を支援し、集団生活に適応する力を育むため自立・適応支援員を設置する。

支援スタッフとして指導主事 1 名、自立・適応支援員新規 1 名、スクールソーシャルワーカー 1 名、ボランティア若干名。

スタッフ配置事業(案)も教育委員会で承認頂いたが、配置には予算が伴い、新年度において予算議決が必要となります。

資料 8 ページ以降、支援活動の場所や日時、活動例などについて説明。(一部省略)

### (4) 令和 4 年度指導主事の配置及び学習指導員の増員(案)について

資料 16 ページから説明。

本町の現状としては、非常勤の学校教育指導員を任用しているが、策定した不登校・不適応児童生徒への支援の方針に基づき地方教育行政法第 18 条による識見と専門的教養と経験を有する指導主事を置くこととしたい。

また、同じく方針に基づき不登校・不適応児童生徒の支援を行うため、学習指導員の 1 名増員を行い教育支援センター的な機能を令和 4 年度から果たしていきたい。

■総務課長…(2)(3)(4)について説明を頂きました。教育委員さんには定例教育委員会で説明、承認されております事項であります。

質疑はございませんでしょうか。

#### ■副町長

支援スタッフの体制は、指導主事と自立・適応支援員の 2 名であたることになりますか。自立・適応支援員も教員免許を持っておられる方になりますか。

教育長…教員免許を有している方。

■副町長…支援員の方は、常勤でなく、時間給ですか。

教育長…会計年度任用職員を予定している。指導主事は再任用に準じた給与  
教育次長…専従で自立・適応支援員(学習指導員)を 1 名増員し、非常勤の学校教育指導員を常勤の指導主事にして、給与面等の処遇を改善するものです。

■川原悟委員…これは(自立・適応支援員配置案)やってみなければ結果はわかりませんので、ぜひ結果が出るように頑張ってください。

■山口直登委員…自立・適応支援員配置は、他町でも適応教室やセンターなど置いて活動をしています。本町でもぜひ進めていただきたい。

(5) 学校職員の働き方改革に係る取り組みについて

■教育長…資料 20 ページから説明。

32 ページに文科省が出した通知がありますけれど、学校における働き方改革が叫ばれるようになったことは、先生たちの勤務実態調査からかなりの超過勤務であったり、病気になったりしているという疲弊している実態に対し、中央教育審議会が持続可能な学校運営のためにはこうした働き方改革の方策が必要だということを打ち出したものです。

学校における働き方改革に関する取り組みの徹底については、1 点目が勤務時間の管理の徹底、2 点目が学校及び教師が担う業務の明確化、3 点目が学校の組織運営体制の在り方などがあります。

これを受けて 36 ページ、文部科学大臣から平成 31 年 3 月、教育委員会・学校の教職員へ、35 ページに保護者・地域の皆様へ通知がなされています。

学校の業務も見直さなければならないということで、24 ページからは、文科省の学校の事例集及び県からの提言として 163 項目にわたる学校の業務改善提言とその実行状況をまとめたものです。

29～31 ページは県教委が先生方の時間外勤務の状況を調査した結果となっていますが、学校側も努力している状況であります。月 45 時間以上、月 80 時間以上の時間外勤務をしている状況となっています。

20 ページに、町内校長会から「学校の働き方改革における要望書」が教育委員会へ提出されています。

その要望事項、具体的には、(1)留守番電話機能付きの電話の配置、(2)用務員の配置、(3)給食準備の補助業務のできる職員の配置が上げられています。

この要望に対し教育委員会で検討し、23 ページに回答書を作成しています。

要望事項 1 の留守番機能付き電話の設置及び 2 の用務員の設置については、令和 4 年度予算に要求し、対応したい。要望事項 3 については、新規での配置ではなく学校図書司書補助員の追加業務で対応するという回答を行っています。

報告事項 教育長から資料 38 ページ～42 ページにて説明

①令和 3 年度学校教育の重点事項について

②令和 3 年度町学力・学習状況調査結果の概要

■閉会 副町長挨拶

14 時 55 分閉会